

國學院大學學術情報リポジトリ

中世伊豆国三嶋社にみた神仏関係：
僧侶の活動と神宮寺の展開を手掛かりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉永, 博彰 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000625

中世伊豆国三嶋社にみた神仏関係 —僧侶の活動と神宮寺の展開を手掛かりに—

吉永 博彰

1. はじめに一本論のねらいと伊豆国三嶋社にみた神仏関係研究の現状—

本稿は伊豆国一宮とされた三嶋社（現、三嶋大社・静岡県三島市大宮町）を対象とする神社史研究の一環、取り分け鎌倉前期から室町前期にかけての当社に於ける神仏関係¹を主題とし、その具体的な様相を読み解くため、社内での僧侶の活動や神宮寺の展開を手掛かりに講究するものである。ここでの神宮寺とは、「神願寺」「神護寺」「神供寺」或いは「宮寺」等とも称する、神に仏教儀礼を捧げるために建てられた寺院をいう²。

筆者はこれまでに、戦国期から近世前期にかけての三嶋社での神仏関係、特に社僧・愛染院に注目して整理・検討を加えた³。その結果、近世の愛染院（ここではその住持の僧侶を指す）は別当を称するも社僧としては神主（世家・役人から成る三嶋社の社内組織の最上位の職称）支配に属したと、そうした他社の「通法」と異なる状況に社僧が置かれたのは、既に神主を頂点とする支配関係・組織構造が確立しつつあった神社内組織の一部へと桃山期・江戸初期の社領配分を通じて愛染院が組み込まれたことが背景にあったこと、さらにはその前段階として戦国期に於ける従前の供僧役・大光院の出奔という、愛染院が供僧として三嶋社と関わるようになった経緯と活動拠点たる三嶋の護摩堂について論じ得た。

なお、近世三嶋社には本地堂・護摩堂ほか塔婆や経蔵、仁王門などの仏教関連施設、近隣には別当・愛染院やその末寺・小祠が在ったものの、管見の限り「神宮寺」を称する寺院の存在は確認できていない。

そうした大光院や愛染院に先行する形の、中世当社の神仏関係については、既に『静岡県史』（以降『県史』）に於いて、祭神への法楽を供するための経所（読経所、神宮寺）が置かれ、同所には伊豆「国分寺供僧」が止住して安居などの仏教儀礼を行っていたこと、神宮寺は後に伊豆「国分寺」と同一視されること、神域内には東西に分かれた「経所」ほか「三昧堂」「塔」婆があり、それらが「国分寺」僧により維持されていたことなどが示されている⁴。また、土屋比都司氏も三嶋大社関係史料を時系列的に整理して概略をまとめる中で、「神仏習合」と神宮寺について触れ、三嶋社神宮寺の初見は暦応元（1338）年であることや同寺を国分寺とも称したことなど、神宮寺ほか三嶋大社にみた神仏関係の概要を論じられている⁵。

こうした三嶋社の神仏関係に係る先行研究からは、神宮寺と国分寺の関係についての記載に僅かながらの相違もみられるが、中世三嶋社でも神仏関係が深まり、僧侶の活動や神宮寺ほか仏教関連施設の存在したことが総じて窺えよう。一方で、『県史』解説や土屋氏による考証は、あくまで三嶋大社史を概観した内の一端であり、中世三嶋社の神仏関係を専らに論じたものではない。それゆえに、それぞれ言及のあった神宮寺研究や国分寺研究などの成果なども踏まえつつ、改めて中世三嶋大社の神仏関係史として改めて検討を要する問題と思われる。

そこで本稿は、他社と比べて特異であったとされる近世三嶋社の神仏関係形成の前段ともいべき、鎌倉前期から室町前期頃の神仏関係、いわゆる「神仏習合」の実態・様相の解明に主眼を置く。神主・社家とともに、中世の三嶋社に在って仏僧はどういった活動をし、どのような施設を拠点として、どうした役割を果たしていたのか。僧侶たちと神主・社家との関係や三嶋社での位置付けを関係史料から読み解き、中世三嶋社にみた神仏関係の様相について講究する。

2. 中世三嶋社の概要と神宮寺研究の動向

本論に先立ち、まずは対象とした中世三嶋社の概況を整理する。古代より三嶋神は、伊豆半島・同諸島の造成神として朝廷から篤い崇敬を受けており、東海道でも屈指の大社として重視されていた⁶。本稿で取り扱う鎌倉前期には、将軍・源頼朝や執権・北条氏が三嶋明神を尊崇している⁷。鎌倉幕府成立に先行した頼朝の挙兵以来、当社の祭日には奉幣使が派遣され、また三嶋明神の加護や冥助を得るごとに報賽として社領・神宝も寄せられた。さらに「二所」と称される伊豆権現（走湯権現とも。現、伊豆山神社・静岡県熱海市伊豆山）・箱根権現（現、箱根神社、神奈川県足柄下郡箱根町元箱根）と共に、正月には将軍の参詣・奉幣があるなど、鎌倉幕府の祭祀制に組み込まれ、鶴岡八幡宮や二所と同じく、頼朝以後も幕府・将軍家より重い待遇を受けていた⁸。その後の南北朝期に目を向けると、伊豆国一宮である三嶋社神主の伊豆氏（東大夫）が足利将軍家の御祈祷師に任じられており、鎌倉期と同様、当社は武家社会からの厚い崇敬を受けていた神社であるといえる⁹。

続けて神宮寺研究の動向についても述べておきたい。神宮寺は概ね、神社に仏教寺院が建立される基盤・背景となった神仏関係の思想史的な展開との関わりの中で、気比神（現、気比神宮）や多度神（現、多度大社）、若狭比古神（現、若狭彦神社）に対する神宮寺創建の事例に基づき、「神仏習合」と呼ばれる宗教現象を示す具体的事例として論じられてきた¹⁰。前述のような古代社会での神宮寺の創建・展開に対し、本稿で取り扱う中世以降の神宮寺の実態については、神社との関わりの中で創建された寺院、即ち神宮寺は寺院でありつつも、神祇・神社との密接な関わりの中で成立・発展を遂げた存在であり、明治初年の神仏判然に伴い廃滅となった事例も多いことから、その存在が地誌・自治体史等で紹介・言及されるほかは学際的・総合的研究には至らず、主として神道史研究の観点から有力大社等に於ける一部の個別事例の解明が進められてきたに留まる¹¹。他方で嵯峨井建氏は、神宮寺も含めた神社や寺院に於ける多数の具体事例の分析に基づく「神仏習合」の儀礼と場（儀礼の行われる空間）に関して論究・整理されており¹²、近年の嵯峨井氏の研究成果によって、神宮寺と神仏関係史の研究は大きな進展をみたといえる。

こうした神宮寺研究の成果を鑑みると、神宮寺は神社に於ける、或いは神祇・神霊に対する僧侶の活動の場という神仏関係の高まりを象徴する施設ではあるが、その創建は国分寺などの官制寺院のように制度として画一的に各地で展開されたものではなく、展開時期や地方の状況により実態も多様であったと考えられる。

ところで、中世の神仏関係を検討するに際しては、黒田俊雄氏が提唱したいわゆる「顕密体制論」の中で、神道は仏教の一部とされ神は仏に従属する、即ち「社家・祠官も仏教の従属的部分として位置づけられていた」と説かれ¹³、同説に基づき本地・仏僧・寺院に対して神祇（神霊）・神職・神社が従属的・被支配的な位置付けにあったとする認識は、今日でも

広く理解されるところであり¹⁴、十分に留意する必要がある。一方で、井上寛司氏は中世の諸国一宮を論じる中で、黒田氏の指摘に同意して、中世の神社は基本的には顕密仏教の一具象形態として捉えるべきものであるとしつつも、神社独自の特徴として、仏教と世俗世界との接点であり、また世俗の社会秩序と一体となってこれを維持する規制力として機能した点を指摘する¹⁵。また仏僧と神職の関係についても、国鎮守である諸国一宮に在ってはむしろ従属的なものではなかった点を示されている¹⁶。

以上のような中世伊豆国三嶋社の位置付け並びに神宮寺・神仏関係史の研究成果や現状を踏まえれば、当社にみた神仏関係の検討は一社の事例分析に留まるものではなく、武家政権からも崇敬される諸国一宮という地方大社にみた神仏交渉の展開過程に係る考証事例として、神仏関係研究の進展に僅かながらも寄与することが期待されよう。そうした視点からも、本稿では制度や組織、思想面から伊豆国三嶋社にみた神仏関係の検討を改めて試みたい。

3. 僧侶の活動と神宮寺の展開

三嶋社に於ける具体的な神仏関係に係る考察として、土屋氏による研究成果も踏まえて、まずは僧侶の活動と神宮寺の変遷を対象に、改めて時代ごとに整理・確認を進めていく。

〔1〕鎌倉前期・中期

三嶋社に於ける仏事・僧侶の活動について、直接史料にみえるものではないが、平安後期の長治元（1104）年成立・修福寺所蔵「大般若波羅蜜多經」に関連して嵯峨井氏は、三嶋社で神前読經の行われていた可能性を指摘されている¹⁷。その後、平安末期から鎌倉初期にかけては、治承4（1180）年8月18日に源頼朝が「（般若）心經」を三嶋社の第二殿・第三殿に一巻ずつ¹⁸、建仁3（1203）年8月10日には子息・頼家も病氣平癒祈願のために当社へ「般若心經」を奉納しており¹⁹、これら納經の受け入れ手として、或いは嵯峨井氏の指摘にみえるような神前読經の担い手として、三嶋社で活動した僧侶の存在が推定されよう。ただし、これら僧侶たちに関する具体的な記録は確認できず、当社に止住したのか、或いは行事ごとに周辺寺院から参向・供奉したのかについては定かでない。

これに対して、三嶋社で僧侶の活動内容が窺える初見史料は、鎌倉中期の建長元（1249）年「伊豆国司庁宣案」である。

【史料1】「伊豆国司庁宣案」〔三島神社文書〕²⁰

庁宣 留守所

可早如元奉免三嶋宮東經所料田事

右、貞応以後新立免田等、悉可顛倒之由雖被下 宣旨、
件料田拾式町内 大盤若免陸町、
法花免陸町、 日々転經、庄々講行等子細
異他、如元可早引募者也、在庁官人宜承知敢無違失、
依宣行之、以宣、

建長元年十月 日

大介藤原朝臣

「三嶋宮東經所」の「料田（料とする、即ち用度に充てるための田）」の安堵に関する事について、伊豆国司の大介（受領国司か）「藤原朝臣」から「留守所（国衙に置かれた在地の

政庁)」に「宥宣（在京の国司による命令書）」として出された本史料には、具体的な僧侶を示す語句こそみえないが、鎌倉前期の三嶋宮に於ける神仏関係の状況が見て取れる。

即ち、本書には三嶋宮東経所の料田の事について、貞応年間（1222-23）以後に新たに立てられた免田（課税を免じられた田）等はことごとく「顛倒（逆・元に戻す、ここでは停止・収公の意）」すべきであるとの宣旨が下されたとはいえ、「大盤（般）若免」6町と「法花（華）免」6町の計12町から成る三嶋宮東経所の料田（免田）は、（顛倒してしまうと大般若経と法華経の）「転経（経典の転読の意）」「庄々講行（精々・精一杯に執り行うの意か）」等へ取り分け支障となるため、元のように免田12町を速やかに引き募る（充当させる）よう、在庁官人はよく承知して間違いなく宥宣に従って行うよう命じる、とある。留守所にて政務を司る在庁官人に対して、大介から三嶋宮東経所の料田を保障する指示が出されたことが読み取れよう。

よって、三嶋社では遅くとも鎌倉前期には「経所」が設けられ、そこで僧侶たちが活動していたことならびに、これらの活動は国司・国衙により、三嶋神領とは区別された経所のための料田の形を以て経済的に保障されており、将軍家・幕府から国衙領を中心に所領や所当が寄進・保障されていた三嶋社本社及び神主家とは経営基盤を異にしていたことがわかる²¹。

〔2〕鎌倉後期

三嶋社にて供僧の存在が確認されるのは、大般若免・法華免の料田が保障された12年後、弘長元（1261）年六月六日「得宗家公文所奉書」に於いてである。

【史料2】「得宗家公文所奉書」〔三嶋神社文書〕²²

「□明寺殿御下知^{奉行下□□}」

三嶋宮経所国分寺供僧等申、安居上分麦事、訴状如此、
彼上分者、為国司御寄進之处、寄事於関東御免、不被
下行之条無謂云々、所申無相違、任先例可令下行、若
又有子細者、可令注申給、仍執達如件、

弘長元年六月六日 藤原（花押）
僧
沙弥（花押）
左衛門尉（花押）

北条公文所

当社の経所・国分寺供僧等が「安居上分（僧侶の修行である安居を行うための料物・奉納品）」の麦の事について訴えており、三嶋宮経所と「国分寺供僧」とが関係していたことがわかる。訴状内容は、安居料が国司により寄進されたものであるにもかかわらず、「関東御免（賦課・負担の免除が幕府により認められたこと）」に事寄せ（かこつけ）て下行（下賜）されないのは謂れがない、というものである。結果、訴状内容に相違がないところから国分寺供僧の主張が認められ、先例の通りに安居料を弁済するよう、「最明寺殿（北条時頼）」の奉行人を通じて伊豆国北条の公文所（在地の管理組織）に対して命が下された。

前述の通り、三嶋宮の経所に於ける安居料は、大般若免・法華免の料田と同じく元は国司により定められたものに由来するが、その弁済は得宗が保障したことが同奉書より読み取れ

る。この点、東経所に於ける大般若経・法華経の転読の開始時期は定かでないが、「顛倒」対象ともなっており、安居料の寄進についてはいえないが、少なくとも転経等の活動が保証されるようになったのは貞応年間以降のことであると判る。そもそも同時期の伊豆国の状況について、「関東御分国（頼朝知行国）」として山名義範が国守に任じられて以降は、北条泰時が伊豆国司であったともされる²³。よって三嶋宮経所・国分寺供僧は制度上、三嶋社本社とは区別され、国司・国衙権力の保護・監督下で活動していたが、その実は北条氏の影響下で定まったものでもあり、そうした経緯を鑑み、国府に於ける国分寺供僧等の活動を重くみた得宗・時頼の意向により、北条氏名字の地・関東御免ではあっても、課された安居料を弁済するよう指示されるに至ったのであろう。

ところで、同時期の三嶋社では、供僧とは異なる僧侶の活動も確認できる。「安居上分」保障の2年後、『吾妻鏡』弘長三（1263）年十一月八日乙未条には²⁴、時頼の病への対応の一環として、

依_レ相州禪室御勞事_ニ。被_レ加_フ御祈禱等_ニ。先今日中造_一立等身千手菩薩之像_ニ。有_レ供養之儀_ニ。導師松殿僧正良基也。即以_レ伴僧十二人_ニ、相共被_レ誦_フ晝夜不断千手陀羅尼_ニ。僧正断_レ五穀_ニ。伴僧有_レ一日三箇度行水_ニ。次尊家法印於_レ園殿_ニ被_レ修_フ延命護摩_ニ。次陸奥左近將監義政。一日之内造_一立等身薬師像_ニ。請_レ尊家法印_ニ為_レ導師_ニ。被_レ遂_フ供養_ニ^{云々}。又尊海法印帶_レ等身薬師畫像_ニ。七箇日爲令參_一籠于三嶋社_ニ。今曉進發。修_レ三時護摩_ニ。可_レ信_一讀大般若經_ニ^{云々}。

とある。まず、等身の千手菩薩像を造立し、真言僧・松殿僧正良基²⁵を導師として伴僧12人とともに、「千手陀羅尼」を昼夜不断で誦経させ、この間、松殿僧正は五穀を断ち、伴僧12人は一日に三度の行水をした。次に、尊家法印²⁶が「園殿（時頼の邸宅）」に於いて延命護摩を修めている。次いで北条氏一門の義政が一日の内に等身の薬師像を造立し、尊家法印に導師を要請して供養を遂げており、さらには等身の薬師如来の画像を帯びた尊海法印が、同日明け方に三嶋社へ進発、当社に於いて7日間参籠の上、日に三度の護摩祈祷を修めて大般若経の信（真）読を行ったことが読み取れる。なお、義政が造立して尊家法印が供養導師を勤めた等身の薬師像については、西木政統氏が「一日造立仏」の事例の一つとして考察しており、勝長寿院別当に就任するなど鎌倉に活躍した天台僧・尊家法印が、その生涯を通じて薬師法の修法に従事していた点などを指摘するとともに、天台僧が関わった他の作例から同薬師像の様相についても検討されている²⁷。

一方、尊海法印による三嶋社参籠に関しては、前記の通り、その3年前の弘長元年に三嶋宮経所が確認できるため、尊海が三嶋社に在っては同経所に於いて、これらの祈祷・読経を行ったとも考えられる。尊海法印がどういった人物であったのかは定かでないが²⁸、前執権・時頼の病平癒を目的に三嶋社へと出向して参籠しているため、松殿僧正良基や尊家法印とともに、回復祈祷の執行役として、得宗や北条氏の信任を得ていた僧侶であったと推察される。

以上のように、弘長年間の三嶋社では、僧侶が実際に護摩祈祷や読経といった活動に従事していたことが確認できるが、特段に注目されるのは、尊海法印が三嶋社に薬師如来の画像を持参した点である。病氣平癒を薬師如来に祈願する例は多くみられるが、この時の尊海の参籠は三嶋社に限られたものであり、その後、尊海が鶴岡八幡宮や二所で同様の祈願を行ったことはみえない。ここからは、三嶋神と薬師如来との間に、ひととき深い関係の在ったことが推定される。つまり、『吾妻鏡』の同記載からは、遅くとも弘長3年の段階までに、三

嶋神の本地仏を薬師如来とする思想が生じていたとも考え得るのである。

これに関連して、三嶋神の本地に関しては、『吾妻鏡』寛元二（1244）年正月十一日壬子条より、「天變」に対する祈祷として、「伊豆」「宮根」ではそれぞれの別当が参籠し、また三嶋社では「禅暹僧都」が参籠して本地供を行っており²⁹、翌三（1245）年二月二十五日庚寅条にも、將軍・藤原頼経の不例の際の対応の一つとして、二所・三嶋宮に於いて本地供が修されている³⁰。よって三嶋社でも既に本地の在ったことがわかるが、本地仏の具体的名称については読み取れない。本地供のために参籠した禅暹がどういった人物であったのかは定かでないが、二所ではそれぞれの別当が本地供を執行しており、また、鎌倉から参籠のために下向したとの記載もみえないため、禅暹は三嶋社に属した僧侶か、ないしは必要に応じて近隣寺院から供奉した僧侶の可能性はある。

その後、存覚により元亨4（1324）年の成立とされる『諸神本懐集』には³¹、

二所三嶋大明神トイフハ、大箱根ハ三所権現ナリ。法躰ハ三世ノ覚母ノ文殊師利、俗躰ハ當来導師ノ弥勒慈尊、女躰ハ施无畏者観音薩埵ナリ。三嶋ノ大明神ハ十二願王医王善逝ナリ。

とみえ、遅くとも鎌倉末期には、三嶋大明神の本地を「医王善逝」と、即ち薬師如来とする思想の在ったことが明確に認められるが、前述のような僧侶の活動に注目し、弘長三年十一月八日条と寛元二年正月十一日条などをあわせて考えると、三嶋神の本地を薬師とする思想があったことは、遅くとも鎌倉中期にまで遡って確認できるといえよう。

〔3〕南北朝期

南北朝期の建武3（1336）年には、三嶋社に従属したとされる僧侶「頼圓」が³²、「社家代官」として、或いは神主・盛親やその後家の代理として、三嶋社領の管理や訴訟のために奔走していたことが、同三年八月二十五日「祐禅打渡状」や³³、同年九月八日「沙弥等連署奉書」³⁴、暦応四（1341）年十二月十五日「公行書下」³⁵に見て取れる。

こうした僧侶の活動に対し、三嶋社において神宮寺の存在が確認できるのは、土屋氏の指摘にもある通り、南北朝前期の暦応元（1338）年のことである。

【史料3】「民部丞某奉書」〔矢田部文書〕³⁶

伊豆国三嶋社神宮寺国分 并寺領事、止諸方之違乱、

任先例可被沙汰付供僧等之由候也、仍執達如件、

暦応元年十一月九日 民部丞（花押）

目代殿

【史料3】「民部丞某奉書」には「三嶋社神宮寺」並びに「寺領」の表記がみえ、これが、三嶋社神宮寺に関する史料の初出と考えられる。同書より、神宮寺と寺領に対する「諸方之違乱」を止めさせ、先例に任せてそれらの管理を供僧にさせるべく、「民部丞」から在地の「目代」宛に指示が伝えられた。よって、南北朝期の三嶋社に於ける神宮寺と寺領は供僧によって管理されていたことが確認できよう。さらに「三嶋社神宮寺国分」との記載から、同時期には三嶋社の神宮寺が「国分寺」とも称したことが窺い知れる。前述のように、「国分寺」が「三嶋社神宮寺」を示しており、また同寺供僧が三嶋宮経所に関係していることから、【史料2】「得宗家公文所奉書」にみえる「国分寺供僧」は、「神宮寺供僧」のことであるとも推

察される。この点、三嶋社神宮寺を論じるに当たっては、三嶋社と神宮寺、国分寺との関係を改めて整理する必要があることから、続けて伊豆国分寺についても言及したい。

4. 三嶋社神宮寺と伊豆国分寺

これまで論じてきたように、三嶋社神宮寺の実態を明らかにするには、伊豆国分寺についても検討を要すると考えられるため、ここでは先行研究の整理・補足を中心に検討を試みる。なお、現在の伊豆国分寺（三島市泉町）は、旧国分寺域に位置する日蓮宗・蓮行寺が改称したものである。

まず、伊豆国分寺に関する研究成果を列記すると、大場磐雄氏「伊豆国分寺」や堀井三友氏『国分寺址之研究』、軽部慈恩氏「伊豆国分寺の建立」等が挙げられる³⁷。また、山内昭二氏は国分寺研究の立場から、こうした先行研究を整理された上で、伊豆国分寺に関して考察されている³⁸。これらの研究は、発掘調査を中心とする考古学的な見地から、伊豆国分寺の創建時の位置に関する考察に重点が置かれているが、文献史料も用いて中世の国分寺と神宮寺との関係に言及した論考もみられるため、各氏の研究内容について整理してみよう。

(1) 大場磐雄

大場氏は、「山興寺」を以て国分寺と為すという『延喜式』の記載を基に³⁹、奈良時代創建の「舊国分寺」が『延喜式』成立以前に焼失し、以後再建されなかった可能性について示し、さらに「故に塔の森とは三島神宮寺の塔址と考ふべきであつて、国分寺が夙く廢滅した爲に、その名を神宮寺が繼承したものではあるまいかと推定せられる。或いは又『延喜式』にいふ國分寺に代用せられた山興寺がこの附近に存在し、その後身が神宮寺となつたとも考へることが出来ようが」として、伊豆国分寺と山興寺、三嶋社神宮寺の関係を整理されている。

(2) 堀井三友

堀井氏も国分寺址の研究事例の一つとして伊豆国分寺を取り上げ、その歴史的展開と三嶋社神宮寺との関係について、大場氏と概ね同様の見解を論じられている。

(3) 軽部慈恩

軽部氏は、前述の大場氏の説について触れた上で、『延喜式』や前述の「民部丞某奉書」といった文献史料の記載から、「山興寺即ち後の代用国分寺は三島大社の東にあって神宮寺とも云われ」とし、創建時の国分寺が焼失後、再建は困難であったため、白鳳期頃に三嶋社の東側へ豪族の私寺として建立された山興寺が、平安時代に代用国分寺とされ、後の「塔ノ森廢寺」即ち三嶋社の神宮寺になったとしている。さらに、延喜主税式で伊豆国雑稲二千束が定められた「三神寺」に関しても、三嶋社神宮寺の略であった可能性を提示されている。

各氏の国分寺に関する要点を整理すると、奈良時代創建の国分寺が焼失後、山興寺が代用国分寺とされ、のちに三嶋社東側に隣接した神宮寺へと「国分寺」の名称が繼承されたとする。よって神宮寺が「国分寺」を称し始めた時期に関しては定かでないが、【史料2】「得宗家公文所奉書」にみえる「国分寺」は、前述の通り後の神宮寺のことであったと考えられる。

なお、この国分寺の廃滅に関係して、年月日不明「伊豆国国分寺別当慶基申状土代」⁴⁰より、伊豆国分寺の置かれた状況が窺える。本書は伊豆国国分寺並びに読経所の別当・慶基が、院庁下文を求めた申状の草案である。その内容は概ね、「聖武天皇天平年中」に国分寺と定められた同寺も四百余年の間に寒暑に曝され、鎮護国家の勤めとして旧規を守り読経を勤めていたが、「其中当国分寺殊以破壊」として破壊されるに至り、また蓄えも少ないために修復造営は不可能であることから、修復のために院庁下文を望んだ、といったものである。

別当・慶基が院庁下文を求めた正確な時期は定かでないものの、天平年間（729-748）の国分寺の創建から400余年とあり、院庁へ下文の発給を求めている点、さらには申状土代を紙背文書とする「探玄記十三卷抄」の筆写年代から、平安後期から鎌倉前期頃の作成と推定できる⁴¹。そうした申状案の成立時期と、前述した各氏の説とを併せて検討するに、慶基の申状草案にみえる伊豆国国分寺とは、代用国分寺・山興寺のことであったと考えられよう。そこから、同時期の伊豆国分寺の状況を整理すると、国分寺には読経所が設けられて別当等が読経を勤めていたが、同寺は修復が必要なほど荒廃しており、その修復が自力では困難な経済状況にあった、といえる。申状案ほか旧国分寺関連の記録類は三嶋社神宮寺史料の内にみえず、両寺の直接的な繋がりには窺えないため、そのまま廃滅に至ったとも思われる。

廃滅状況にあった代用国分寺と、三嶋社神宮寺に名称が継承された国分寺との関連は定かでないものの、平安末期から鎌倉前期に至る間の国分寺の存在を示す史料等は管見の限り確認されておらず、代用国分寺が存続のため、将軍家・鎌倉幕府や北条氏とのつながりもあって高い神威を誇った三嶋社の神宮寺になっていったか、或いは三嶋社神宮寺が創建されるに当たり、国家鎮護を旨として知られる高い寺格を受け継ぐことを目的に、国分寺の称を継承したものと推定される。そうした点を鑑みれば、三嶋社神宮寺は名称の確認こそ南北朝初期にまで下るが、その存在は鎌倉中期頃にまで遡れる可能性があるものと考え得るのである。

以上のように、伊豆国分寺と三嶋社神宮寺との関係が確認できたところで、続けてその後の南北朝期以降の三嶋社にみた僧侶の活動に関し、考察を加えていく。

5. 三嶋社に於ける供僧の活動

鎌倉期には、大般若経や法華経の日々の転読、安居などを行っていた三嶋社の供僧ではあるが、南北朝期以降は、どのような立場に置かれ、また、どういった活動をしていたのであろうか。以降、この点に注目して関連史料を整理・分析しよう。

まず、三嶋社神主と供僧との関係については、これを示す史料に、暦応三（1340）年三月十日「繁隆奉書」がある。

【史料4】「繁隆奉書」〔三嶋神社文書〕⁴²

依彗星以下変異、相催供僧等、於社壇可被転読信読大

般若之由候、仍執達如件、

暦応三年三月十日

散位繁隆奉（花押）

三嶋宮大夫殿

同書によれば、「彗星」以下の「変異」により、社壇に於いて供僧等が相催し、大般若経の「転読」「信（真）読」をするよう、「散位繁隆」から「三嶋宮大夫」に指示の伝達されたことがわかる。ここにみえる、変異のため三嶋宮大夫に大般若転読・真読を命じた「繁隆」

に関して湯山学氏は、鎌倉府奉行「清原繁隆」であることを指摘される。また、当時の鎌倉殿は足利尊氏の三男で、後の室町幕府第2代将軍となる義詮であったという⁴³。

同奉書の宛所が「三嶋宮大夫殿」につき、鎌倉府の命につき社壇に於いて催された供僧等による大般若経の転読・真読といった活動は、井上氏の指摘される通り、社官組織の最上職、即ち当宮では大夫（神主）の管掌下にあったものと窺える。さらに、この大般若経の転読・真読に関係して、

【史料5】「繁隆奉書」〔三嶋神社文書〕⁴⁴

依変異、於当社□□日御神楽以下御祈禱并信読大般若

供僧等御卷数被執達、同人見参候了、仍執達如件、

曆応三年三月廿三日 散位（花押）

三嶋宮大夫殿

この伝達の13日後には、三嶋宮で「御神楽」「御祈祷」及び、供僧等により真読された大般若の卷数の報告が差し出され、それを（鎌倉殿へと）「見参に入れ（お目にかけ）」終えたことを、繁隆より三嶋社側へと伝えられたことが【史料5】「繁隆奉書」にみえる。同書の宛名も「三嶋宮大夫殿」とあり、三嶋社の社壇に於ける供僧等の大般若真読は、「御神楽」「御祈祷」と同じく、社官組織の長上たる神主の管掌下で執行されていたことが察せられよう。

なお、「繁隆奉書」から窺えるような、彗星や天変に対する祈祷や大般若経の転読は、時期が少し遡るものの、前述した『吾妻鏡』寛元二年正月十一日壬子条では三嶋社ほか、鶴岡八幡宮では大般若経が転読され、伊豆・管根両所でも各所の別当による本地供が修されている。この記事以外にも『吾妻鏡』には、日蝕・月蝕や天変などに対して大般若経の転読・属星祭・御祈などが行われたことを示す記事が数多く散見される⁴⁵。

湯浅吉美氏は『吾妻鏡』にみえる惑星や日蝕に関係する記事を整理し、惑星に関するものは50件⁴⁶、日蝕に関係する記事は22件であることを明らかにしている⁴⁷。さらに、各記事の検証の結果として、鎌倉の武家社会に於ける惑星・日蝕観は、京都の公家社会に対して忌みや畏怖の念が薄かったことを指摘されている。

湯浅氏の提示のように、『吾妻鏡』の記事の中には、単なる事象の記録も含まれており、全ての天変が畏怖の対象でなかったことは間違いない。しかしながら、その一方で、同書には天変に対する大般若転読・属星祭・御祈等の記録がみえ、鎌倉幕府も対応を図ったことが見て取れるため、東国の武家社会に於いては、天変による災異を忌避しようとする動きのあったことも確かであろう。

前掲の「繁隆奉書」から読み取れる、鎌倉府の命令による神楽や祈祷、大般若経の転読・真読などは、まさに天変による災異を避けようとする信仰の表れであると考えられることから、南北朝期の東国武家社会に在っても、鎌倉期以来の天変に対する観念が受け継がれていたと理解できる。

また、このような武家の信仰に対応することも、三嶋社に於いて供僧の果たしていた重要な務めの一つであった。加えて、鎌倉期の三嶋社に於ける重要な本地供や祈祷・読経は鎌倉から出向してきた僧侶によって執り行われることもあったが、遅くとも南北朝期に至り、あくまで社壇に於ける場合は社官の長上職に在る神主の監督下に置かれながらも、当社の供僧たちは、こうした鎌倉府・武家政権の期待・要望に応えられる程になっていたことが窺い知れる。

ところで、天変に関係するものではないが、貞和6（1350）年3月にも、

【史料6】「散位某奉書」〔三島神社文書〕⁴⁸

伊豆国三嶋社怪異事、注進状其沙汰候了、早相催供僧
神官等、可被致御祈禱精誠之状、依仰執達如件、

貞和六年三月廿四日 散位（花押）

宮大夫殿

とあり、三嶋社で怪異が生じたとの上申に対し、供僧及び神官等に祈禱をさせて速やかにこれに対応するよう、神主「(三嶋) 宮大夫」に対して指示が伝えられた。ここからも、南北朝前期の三嶋社に於ける供僧は、神官とともに、怪異・彗星以下の変異への対応という重要な役割を三嶋社で果たしていたといえる。こうした重大な怪異や変異の発生は平素のことではなく、当然、通常は鎌倉期と同様に日々の転経などを行っていたことが推察されるものの、怪異・変異が生じたときには武家社会の要望に応える形で、不安を取り除くための転経・祈禱を執行して災厄を規制し、社会秩序の維持に務めることこそが、中世三嶋社に於ける供僧の果たしていた重要な役割の一つであったとみても、問題ないだろう。

6. 三嶋社神宮寺の施設と経営

これまで、神主・社家及び武家政権との関係も踏まえながら、中世三嶋社に於ける供僧の活動内容とその役割について検討を加えてきた。最後に、供僧の活動拠点となった施設や、その経済的な基盤についても述べておきたい。

前述のように、鎌倉期には三嶋社にも経所が設けられていたことが確認できるが、この他の施設の名称に関しては、延文元（1356）年八月六日「鎌倉公方頼朝御教書」より確認できる。

【史料7】「鎌倉公方頼朝御教書」〔三島神社文書〕⁴⁹

伊豆国三嶋宮塔婆并三昧堂造営事、任先例可被致興行
之沙汰之状如件、

延文元年八月六日 基氏（花押）

ここからは、三嶋宮の「塔婆」並びに「三昧堂造営事」は「任先例可被致興行」と見て取れるため、延文元年以降の三嶋社では、「塔婆」並びに「三昧堂」が造営されていたと考えられる。また、この三嶋宮に於ける「塔婆」及び「三昧堂」の造営に関係して、八月十三日「伊豆守護頼朝書状」には、

【史料8】「伊豆守護頼朝書状」〔神田孝平氏所蔵文書〕⁵⁰

伊豆国三嶋宮塔婆并三昧堂造営事、任御教書之旨、可
有御興行候、恐々謹言、

八月十三日 阿波守国清（花押）

進上 吉祥寺侍者御中

とみえ、伊豆守護・畠山国清から「吉祥寺侍者御中」に対して、鎌倉公方・足利基氏の御教書に従い三嶋宮の塔婆及び三昧堂の建立をするように進上されており、同宮の塔婆・三昧堂の造営には、吉祥寺の関与が推察されよう。

この吉祥寺は現存しないために不詳であるが、鎌倉後期から南北朝期に活動した臨済僧・了堂素安の開山といわれ、近世中期頃に廃絶した臨済宗の寺院であるという⁵¹。『豊豆州志稿』では『鎌倉大草紙』の記載を基に⁵²、畠山国清・義深兄弟が伊豆国南江間村（現在の静岡県伊豆の国市南江間）に於いて、瑞龍山・吉祥寺を建立したと記されている⁵³。なお、北条寺（臨済宗建長寺派・静岡県伊豆の国市南江間）や近隣の東漸寺（同前）は、元は当寺の塔頭であったとされ、伊豆国に於ける臨済宗の有力寺院の一つであったことが推定される。なお、同時期の修禅寺（静岡県伊豆市修善寺）は臨済宗の寺院であったとされ⁵⁴、三嶋社近隣の田方郡一体・伊豆半島北西部では、鎌倉・建長寺を本山とする臨済宗の寺院が影響力を有していたとも察せられる。この点は今後、仏教史研究の成果も踏まえて改めて検討したい。

国清が「伊豆守護書状」に於いて「塔婆」「三昧堂」の建立を進上した「吉祥寺」が当寺を指すのであれば、鎌倉公方・基氏の意向を受けた守護・畠山国清の指示に従い、国清と関係の深かった吉祥寺によって、塔婆並びに三昧堂の造営が三嶋社で進められたのだろう。当時の三嶋社神宮寺と臨済宗との直接的な関係を示す記録がないため、両者の関係は窺えないが、中世の当社に於ける神宮寺は、周辺の有力寺院の協力を得る形で重要施設が整備され、寺院として発展を遂げていったといえよう。

なお、基氏により塔婆・三昧堂の造営が命じられる5年前の観応2（1351）年の段階で、
【史料9】「鎌倉府奉行人連署奉書」〔三嶋神社文書〕⁵⁵

当社御神領并諸堂免田以下事、若有愁訴之輩者、可被
裁許之、早可参訴之旨、各可被相触之由候也、仍執達
如件、

観応二年十一月十三日 藤原（花押）
沙弥（花押）

三嶋東大夫殿

三嶋社には神領と並んで諸堂免田があった。この免田は名目上、本社の神領とは区別されていたが、宛所から、これらの神領および諸堂免田以下は総じて三嶋社に属しており、神主・東大夫の管掌下にあると鎌倉府の認識していたことが見て取れる。

その後、塔婆・三昧堂の建立が命じられてより29年後、至徳2（1385）年6月には、
【史料10】「鎌倉府奉行人連署奉書」〔三嶋神社文書〕⁵⁶

三嶋宮東西御読経所并三昧堂・塔本八幡宮・国分寺領
等役夫工米事、任往古例、所被免除也、可令存知其旨
之状、依仰執達如件、

至徳二年六月一日 沙弥（花押）
前伊賀守（花押）

供僧中

三嶋宮の「東西御読経所」「三昧堂」「塔本八幡宮」「国分寺領」等の役夫工米を、先例と同じく免除とする通達が「供僧中」宛に出されたことが読み取れる。連署奉書が供僧中宛であるため、同記載より、室町初期の三嶋社に於ける供僧組織は、鎌倉中期以来の東西の読経所を始め、三昧堂・塔本八幡宮・国分寺（神宮寺）領等を管掌下に置き、同所を管理・経営し

ながら活動していたことが推察される。

ところで、至徳2年以降、三嶋社の諸施設に課せられた役夫工米の免除に関しては、

【史料11】「鎌倉府奉行人連署奉書」〔三島神社文書〕⁵⁷

伊豆国三嶋宮東西御読経所并三昧堂・塔本八幡宮・国分寺領等役夫工米事、任先例被免除候処、及違儀異々、太不可然、所詮可停止催促之旨、可被相触大使之由候也、仍執達如件、

応永八年十月七日 沙弥（花押）
民部丞（花押）

寺尾四郎左衛門尉殿

【史料12】「伊豆守護代寺尾奉書」〔三島神社文書〕⁵⁸

伊豆国三嶋宮東西御読経所并三昧堂・塔本八幡宮・国分寺領等役夫工米事、任先例被免除処ニ、大使依及云儀、御奉書如此、所詮自今以後、可令停止催促由候也、仍執達如件、

応永八年十月廿三日 左衛門尉憲清（花押）
三嶋宮宗徒御中

応永8（1401）年10月7日、鎌倉府奉行人から伊豆守護代・寺尾四郎左衛門尉憲清に対して、先例に従い東西御読経所・三昧堂・塔本八幡宮・国分寺領に役夫工米の課すことを停止するように伝えられ、その16日後の10月23日には、役夫工米の催促を停止する旨が、寺尾憲清から「三嶋宮宗徒御中」即ち供僧中に宛てて示されている。

これらの記載より、形式上は神主・東大夫の管掌下にあった諸堂免田が、実際には供僧により管理されていたことが見て取れる。すなわち、鎌倉期には国司・国衛、得宗により仏事・法会の料所が保証されたのと同じく、南北朝後期から室町前期に至るまでの三嶋社の供僧組織も、神主・社家とは経済基盤を異にしていたと推定できるのである。

前述の通り、鎌倉期の供僧は国衛により免田が定められ、経営上は、神領を中心とする三嶋社本社から区別・分化されていたが、そうした神官と供僧とが経済基盤を異にする形態は、中世後期に至っても維持され続けていたと見受けられるため、この点こそ、中世三嶋社に於ける神宮寺・供僧の在り方を特徴付けているといえよう。

なお、供僧の活動拠点であり、経済的な基盤でもあった東西御読経所・三昧堂・塔本八幡宮・国分寺領については、役夫工米の免除に関する記載を中心に、以降、応永29年（1422）まで確認できる⁵⁹。また、役夫工米以外にも、

【史料13】「道春書状」〔三島神社文書〕⁶⁰

「御即位段銭御免之状応永廿二 四 十二」

就御即位段銭之事、自供僧中訴訟之事被申候、仍委細承候、随而当奉行行状を被持下候、定可為無為候と存候、委細供僧中雑掌可被申候間、令省略候、恐々謹言、

四月十二日

沙弥道春（花押）

謹上 寺尾殿

とあり、応永22（1415）年4月、称光天皇即位の段銭の免除を供僧が訴えたため、「沙弥道春」から守護代・寺尾憲清に対して、段銭を免除するよう伝えられている。同年11月には、三嶋大明神に対する不断の護摩の料所として所領が寄進された⁶¹。宛所こそ定かでないが護摩の料所であるため、これまでの活動内容を踏まえれば、供僧による管理下に組み込まれたと考えても問題ないだろう。

以上のことから、室町前期の応永年間（1394-1428）、多くの施設を管掌下に置き、また、伊勢内外両宮の役夫工米及び称光天皇即位の段銭の免除など、三嶋社の供僧は鎌倉府によって経済的にも保護されており、その活動はいよいよ盛んであったことが窺える。

ただし、これら関係史料からは、神主宛の書状が「三嶋宮大夫」と明確な形で記されているのに対して、供僧・神宮寺の関係史料には、訴状元であっても宛所としても「供僧中」或いは「宗徒中」としか表記されておらず、供僧たちの統括に当たった役職をはじめ、神宮寺に於ける供僧の組織構造等については見受けられない。

ところで、同時期の応永35（1428）年6月1日には、三嶋宮に参籠した筆者・良海と快尊、重尊並びに助筆・真尊の4名の僧侶により、4か月以上かけて『日本書紀』巻第一から巻第三の3巻が書写され⁶²、具書3巻（『中臣祓解除』『神口決』『日本国大社二十一社為本紀守護』）を添えて、「大施主正本」を願主として当社に奉納されている。これらの僧侶の内、真言宗の僧侶である良海は、河内国誉田八幡宮や日光山輪王寺に施入された『日本書紀』の書写も行ったとされ、また快尊は諸国で修行した高野山の学僧であるという⁶³。こうした真言宗の僧侶と三嶋社供僧との関係は明らかでないが、4か月にもわたり三嶋社で外部の僧侶が参籠・筆写といった活動のできた背景には、南北朝期以降、独自の経済基盤を持った神宮寺・供僧組織の存在があったように思われる。

一方で、高度な知識を有する学僧たちの活動を受け容れることで、三嶋社壇で祈祷に従事していた三嶋社の供僧たちも、『日本書紀』神代巻を始めとした神祇に関する見識・理解を深め、神道説を受容することで、社内では神主や社家に対してその役割を示すことができ、或いは修学の間として社外の僧侶たちに対しても、その影響力や存在意義を高めていったのではないか。なお、応永期を最後に、その後の戦国期の太光院の出奔と愛染院の供奉に至る期間の記録が確認できず、室町中期以降の神宮寺の変遷や存廃を窺い知ることはできない。

7. おわりに

本論では、関係史料の整理・分析を通じて、中世伊豆国三嶋社に於ける神仏関係を主題として、神宮寺の実態及び、供僧の活動内容や果たしていた役割の解明を目的に講究を試みた。その結果、三嶋社では遅くとも建長元（1249）年10月には、大般若経・法華経を転読するための東西の読経所が設けられ、同所に於いて僧侶の活動していたことが推定できること、さらには神仏交渉の展開過程として、当社では遅くとも鎌倉中期に遡る形で本地仏を薬師如来とする思想が生じていた可能性を新たに確認できた。

また、伊豆国一宮・三嶋宮では、南北朝初期の暦応元年までには神宮寺が設けられており、同寺は「国分寺」とも称していた。これは、廃滅した旧国分寺の名称を継承したものである

が、単なる継承に留まらず、伊豆国惣社・一宮である三嶋社の神宮寺に相応しいよう、三嶋社神宮寺が「国分寺」の寺号を意識して用いたとも推察される。黒田氏の指摘にもある通り、中世以降、仏教の影響が大きく社会に浸透する中、供僧たちは同寺を拠点に、時には三嶋社本社の社壇に於いて大般若経の転読・真読を行うことで、天変による災異や奇異を除きたいという東国武家社会の要望にも応えていたのである。こうした役割を果たすに当たり、中世三嶋社に於いて供僧は必要不可欠な存在であったといえる。

この他、三嶋社神宮寺にみた供僧の活動内容について整理すると、以下の通りである。

鎌倉前期	大般若経・法華経の転読が行われ、その料所が留守所から認められる。
鎌倉中期	三嶋宮経所国分寺供僧が、安居上分の麦の事を訴える。(=上分の麦が認められていた)
	↓
南北朝期	神主・社家の代官として社務を担当する僧侶が現れる。 三嶋宮の社官組織の最上職である神主の管掌下、国分寺(神宮寺)供僧が鎌倉府の命令で当宮社壇に於いて大般若経の転読・真読を行う。
	↓
室町前期	三嶋宮に臨済宗寺院の関与する形で塔婆・三昧堂が造営され、供僧が東西読経所・三昧堂・塔本八幡宮・国分寺領などを管掌下に置く。

南北朝初期から室町前期にかけて、経済基盤の増加並びに活動拠点となる施設群の充実により、三嶋社神宮寺の供僧は、その活動の盛んになったことが推定できる。ただし、あくまで三嶋社の社壇に於ける大般若経の転読・真読は、社壇を管掌する神主監督の下で行われたと考えられ、中世伊豆国三嶋社では、井上寛司氏が示されたような他の諸国一宮と同じく、僧侶と神主・社家とはその組織構造や存立基盤たる役割が明確に区別され、機能分担ははっきりとしていたことが改めて確認できた。こうした点は、近世の神主と別当との関係の前段にもつながるような、即ち江戸幕府の裁定にみえる三嶋社にみた神主・社家と供僧との関係の淵源ともなるような特徴を表していよう。

一方で、神宮寺や供僧は、神主・社家を中心とした三嶋社本社とは経済的な基盤を異にしており、鎌倉前期の国司による国衙免田以来、室町前期の鎌倉府による経済的な保障に至るまで、三嶋社総体としては形式上、その社官組織の長上職である神主の管掌下に置かれることはあったが、別個の形態が維持され続けた。祈祷・法会といった活動のために、神領とは異なる免田・料所が定められ、夫役の免除された安定的な独自の経営基盤を有していた点も、当社の神宮寺・供僧の特徴の一つであろう。換言すれば、三嶋社神宮寺は、本社と同様に、社会不安の除去といった、活動を保障する必要性のある役割の担い手として、為政者たる武家政権側から期待された存在であったといえるのである。

神主・社家を中心とする神社の記録からではあるが、本稿では以上のような関係史料の整理と検討を通じて、鎌倉前期から室町前期に至る伊豆国三嶋社にみた僧侶の活動や役割をはじめ、神主・社家との関係、さらには経営基盤の実態など神仏関係の具体的様相と神仏交渉の過程を論じ得た。ここから、三嶋社という事例を基に、中世諸国一宮という、地方有力社に於ける神宮寺の展開の一例を含めた神仏関係史の一端を明らかにすることができたのでは

ないだろうか。

なお、三嶋社やその神宮寺に於いては、鎌倉前期以降、僧侶の活動が史料により確認できることは論じてきた通りであるが、これらの僧侶は総て「供僧」と記されており、神社に所属する性格を示す「社僧」の表記は全くみられなかった。「供僧」と「社僧」とは同義であるともされるが⁶⁴、三嶋社の僧侶たちに限っていえば、あくまで「供僧」即ち「供奉僧」と称され、中世に「社僧」の名称は一切確認できないのである。明確に「社僧」を称する僧侶の存在は、近世の愛染院住持の登場を待たねばならず、この点は中世三嶋社で活動した僧侶の特徴の一つであろう。今後、神宮寺研究が進展するにあたり、神社・神宮寺に於ける僧侶たちの名称が整理・検討される際の一助になれば幸いである。

註

- 1 神道と仏教、神職と僧侶、神社と寺院などの交流現象や関係性を表す語句としては、広く知られる「神仏習合」ほか、「神仏混交」や「神仏交渉」、「神仏関係」等が挙げられる。「神仏習合」や「神仏混交」の語は「融合的」「同化的」な性質であるとの語意を含んでおり、一方で神社内では神仏の「隔離」といった関係性の問題もあり、本稿では総じて習合や混交、隔離も含めた三嶋社における神仏の関わり全般に係る歴史的検討・考察に重点を置く立場から、「神仏関係」の語を用いるものとした。
- 2 「神宮寺」項（『日本思想史辞典』山川出版社、2009年）504頁。
- 3 拙稿「伊豆国三嶋社に於ける供僧・社僧の実態について一戦国期から近世前期にかけての愛染院の活動を中心に一」（『神道宗教』第226・227号、神道宗教学会、2012年）27～62頁。
- 4 「三嶋社と伊豆の神社経営」（『静岡県史』〔通史編2 中世〕第3篇第2章所収、静岡県、1997年）779・780頁。
- 5 土屋比都司「記録にみる中世の三嶋神社とその周辺（その二）一大社の成立から神主家そして神仏習合一」（『伊豆史談』134号、伊豆史談会、2004年）6～31頁。のち、『駿河伊豆の城と中世』（羽衣出版、2015年）に所収されるが、体裁が論考から注を付さない一般書の形へと改められたため、先行研究としては前記を参照するものとした。
- 6 （分担項目）「三嶋大社」項（『事典 神社の歴史と祭り』岡田莊司・笹生衛編、吉川弘文館、2013年）157～160頁。
- 7 拙稿「中世伊豆国三嶋社の社家組織について一神主職継承に関する問題を中心に一」（『神道宗教』225号〔特集「中世東国に於ける神社の歴史的展開」、神道宗教学会、2012年）33～61頁。
- 8 拙稿「近世伊豆国三嶋社の祭礼について一『三嶋宮御神事式』にみる神事次第と神饌を中心に一」（『神道と日本文化』第5号、國學院大學神道史学会、2012年）88～92頁。近世以前の三嶋社の祭礼についても一部整理しているので、参照されたい。
- 9 前掲注⁷「中世伊豆国三嶋社の社家組織について一神主職継承に関する問題を中心に一」44～48頁。
- 10 田村圓澄「神仏習合」（『飛鳥・白鳳仏教史』下、第8章、吉川弘文館、1994年）、義江彰夫「仏になろうとする神々」（岩波新書『神仏習合』第1章、岩波書店、1996年）、速水侑「律令的国家仏教の展開」（『日本仏教史 古代』吉川弘文館、2005年）ほか。特に義江氏は、延暦7（788）年成立『多度神宮寺資財帳』の記載から多度神宮寺の展開を論じ、奈良後期に多度大神の「神身離脱」を発端に創建された多度神宮寺が、国家による公認を経て本格的寺院へと発展し、平安期には東寺の別院になることを朝廷に認可されたという同寺の確立過程を明らかにした。さらに義江氏は、神宮寺が地方神社に出現した背景と、そのことが朝廷・神祇官による幣帛班給（班幣）崩壊の第一歩になった点を指摘されている。
- 11 久保田収「中世の多賀大社」「中世の枚岡神社」（『神道史の研究』第1部所収、皇学館大学出版部、1973年）、同「中世の諏訪大社」（『神道史の研究』遺芳編・第2部所収、皇学館大学出版部、2006年）ほか。神宮寺を取り扱った論考としては、神道史の観点から久保田収氏により多賀大社、枚岡神社、

諏訪大社に於ける神宮寺の成立と展開が示されている。

- 12 嵯峨井建「中世における神前読経の場」(『神仏習合の歴史と儀礼空間』思文閣出版、2013年、128～140頁)ほか。
- 13 黒田俊雄「中世における顕密体制の展開」(『日本中世の国家と宗教』所収、岩波書店、1975年、413～432頁)、「中世寺社勢力論」(『顕密仏教と寺社勢力』〔黒田俊雄著作集 第3巻〕所収、法藏館、2019年オンデマンド版、522頁)ほか。
- 14 黒田氏の説かれるように、八幡宮寺を始めて祇園(天王)や北野(天満天神)、白山(権現)や熊野(権現)など、朝廷からの奉幣や神階昇叙の対象社たる、即ち神祇を奉斎する宮や社であっても別当や長吏といった僧侶によって統括された事例は多数確認されており、本地・仏僧・寺院が神祇(神霊)・神職・神社に対して優劣的・支配的な面を有していたことは言を俟たない。
- 15 井上寛司「中世諸国一宮制研究の現状と課題」(『中世諸国一宮制の基礎的研究』所収、中世諸国一宮制研究会編、岩田書院、2002年、5～18頁)。
- 16 井上寛司「社官組織」(『日本中世国家と諸国一宮』第2章第1節、岩田書院、2009年、113～126頁)。井上氏の研究成果により、諸国一宮では最高権力者を僧侶でなく神官とする事例が圧倒的多数に上ることが明らかとなっており、伊豆国もその一例に分類される。また、神官と僧侶から成る一宮の社官組織は、「神仏習合」の宗教構造の上に成り立っていたとはいえ、神官と僧侶、さらには神社と寺院についても、一宮によっては明確に区別されていた点を、事例を提示して指摘されている。
- 17 嵯峨井建「一宮・惣社における仏事と大般若経」(『神道宗教』第199・200号、神道宗教学会、2005年)、後に前掲註¹²『神仏習合の歴史と儀礼空間』141～158頁に収載。
- 18 『吾妻鏡』治承四(1180)年八月十八日戊戌条(『吾妻鏡』第1〔新編国史大系〕普及版、吉川弘文館、2001年)35頁。
- 19 「20、紙本墨書般若心経(源頼家奉納)」解説(『図録三嶋大社宝物館』〈以降、『図録』と略す〉、三嶋大社、1998年)116頁。
- 20 『静岡県史』(〔資料編5 中世1〕977号、静岡県、1994年)478頁。
- 21 拙稿「伊豆国三嶋社に於ける社領の研究—その形成と展開を中心に—」(『國學院大學研究開発推進機構 日本文化研究所年報』第14号、2021年、19～39頁)参照。
- 22 『静岡県史』(〔資料編5〕1095号)522頁。
- 23 前掲註¹⁷拙稿「伊豆国三嶋社に於ける社領の研究—その形成と展開を中心に—」29頁。
- 24 『吾妻鏡』第4(〔新編国史大系〕普及版、吉川弘文館、2010年)848頁。
- 25 真言宗の僧侶たる松殿僧正良基は、藤原(松殿)基房の孫。後の文永3(1266)には6代将軍・宗尊親王の護身験者になったとされる。「良基」項(『日本人名大辞典』講談社、2001年、2062頁)参照。
- 26 天台宗の僧侶。尊家法印は『日光山列祖伝』に第26世座主としてその名がみえる(『栃木県史』〔資料編 中世4〕所収、栃木県、1979年、690頁参照)。
- 27 西木政統「鎌倉時代の特異な薬師立像と一日造立仏との関わりについて」(『哲学』第132集、三田哲學會、2014年)221～253頁。
- 28 尊海は、祈祷に先立つこと8か月前の同年3月17日、「善光寺金堂不断念仏衆結番」の最初に「出雲公尊海」としてその名が記されているが、委細は未詳である(『吾妻鏡』第4、821・822頁)。同名の天台宗の僧侶として、鎌倉後期に天台宗の別格本山・武蔵国入間郡無量寿寺の中院を再興した尊海僧正が知られているが、建長5(1253)年生まれとされ、当年は10歳余りであると考えられることから、別の人物であったと考えられる。「尊海」項(前掲註²¹『日本人名大辞典』1071頁)参照。
- 29 『吾妻鏡』寛元二(1244)年正月十一日壬子条(『吾妻鏡』第3〔新編国史大系〕普及版、吉川弘文館、2013年)311頁。
- 30 『吾妻鏡』寛元三(1245)年三月廿五日庚寅条(『吾妻鏡』第3)342頁。
- 31 「諸神本懐集」(〔日本思想大系19〕『中世神道論』所収、岩波書店、1977年)189頁。

- 32 「30、祐禪打渡状」解説（前掲註⁴⁹『図録』117頁）。同解説は「頼圓」について、「三嶋社に従属する僧侶で多くの三嶋社領を管理し、訴訟などの実務担当も兼ねていた」としている。ただし管見の限り、本解説以外では頼圓が三嶋社と関係する僧侶であったことを確認できず、今後の研究課題としたい。
- 33 『静岡県史』（〔資料編6 中世2〕静岡県、1992年、128号）69頁。
- 34 『静岡県史』（〔資料編6〕）132号）70頁。
- 35 『静岡県史』（〔資料編6〕284号）145頁。
- 36 『静岡県史』（〔資料編6〕217号）118頁。
- 37 大場磐雄「伊豆國分寺」（『國分寺の研究』上巻所収、角田文衛編、考古學研究會、1938年、599～617頁）、堀井三友『國分寺址之研究』（堀井三友遺著刊行委員會、1956年、99～102頁）、輕部慈恩「伊豆國分寺の建立」（『三島市誌』上巻、第2章第3節所収、三島市、1958年、313～374頁）。
- 38 山内昭二「第三 伊豆」（『新修國分寺の研究 第七卷 補遺』所収、角田文衛編、吉川弘文館、1997年）。
- 39 『延喜式（下）』（『神道大系 古典編12』神道大系編纂會編、虎尾俊哉校注、1993年）。玄蕃寮式に「凡和泉國安樂寺、伊豆國山興寺、加賀國勝興寺、能登國大興寺、並各爲國分寺、置僧十口」とみえる。
- 40 前掲註『静岡県史』（〔資料編5〕1096号）522～523頁。
- 41 「伊豆國分寺別當慶基申状土代」は、東大寺図書館所蔵「探玄記十三卷抄」（鎌倉初期写）の紙背文書である。本紙が東大寺に伝わった由来としては、別當の慶基が院庁への下文を求めるに当たり、總國分寺に位置付けられ、南都の有力な権門として知られる同寺を頼ったか、或いは慶基等と人的交流のあったことが推察される。重行による「探玄記十三卷抄」の書写年代（鎌倉初期）については、『東大寺遺文8』（堀池春峰編、1956年、31～35頁）を参照した。
- 42 『静岡県史』（〔資料編6〕130頁、251号）。
- 43 湯山学「鎌倉府奉行小考一町野浄善と清原繁隆一」（『千葉史学』41号、千葉歴史学会、2003年、54～62頁）。湯山氏は「繁隆奉書」を「清原氏が奉行として初期の鎌倉府に勤仕していたことを示す貴重な史料」とも評している。
- 44 『静岡県史』（〔資料編6〕131頁、253号）。
- 45 『吾妻鏡』寛喜元（1229）年三月一日己巳条（『吾妻鏡』第3、85頁）・嘉禎三（1236）年十二月一日戊寅条（『吾妻鏡』第3、202頁）・仁治元（1240）年六月二十二日乙卯条（『吾妻鏡』第3、261頁）など。
- 46 湯浅吉美「坂東武者は惑星の変を怖れたか—『吾妻鏡』に見える惑星記事の検証—」（『暦と天文の古代中世史』第Ⅲ部第3章、吉川弘文館、2009年）234～260頁。
- 47 湯浅吉美「『吾妻鏡』に見える日蝕記事の検証—東国武家社会における日蝕の扱い—」（『暦と天文の古代中世史』第Ⅲ部第4章）261～286頁。
- 48 『静岡県史』（〔資料編6〕205頁、414号）。
- 49 『静岡県史』（〔資料編6〕258頁～259頁、569号）。
- 50 『静岡県史』（〔資料編6〕259頁、570号）。
- 51 「吉祥寺跡」項（〔日本歴史地名大系22〕『静岡県の地名』所収、平凡社、2000年）155・156頁。
- 52 『豊豆州志稿』に『鎌倉大草紙』の記載は挙げられていないが、『鎌倉大草紙』に「尊氏公の御代に畠山阿波守國清其弟尾張守二代關東の執事にて此國の守護を成彼人の建立の寺瑞龍山吉祥寺と申て今木像も之有」とある。『鎌倉大草紙』下（〔『關東史籍集覽』第6冊〕所収、關東史籍集覽刊行會、臨川書店、1967年、402頁）参照。
- 53 「廢吉祥寺」項（『豊豆州志稿』秋山富南原著、萩原正平・正夫増訂、戸羽山瀚修訂、長倉書店、1999年、404頁）。
- 54 「修善寺」項（前掲註⁵¹『静岡県の地名』173・174頁）。
- 55 『静岡県史』（〔資料編6〕451号）218頁。
- 56 『静岡県史』（〔資料編6〕1033号）525頁。
- 57 『静岡県史』（〔資料編6〕1299号）637頁。

- 58 『静岡県史』〔資料編6〕1300号) 637頁。
- 59 『静岡県史』〔資料編6〕1644号・1645号) 787・788頁。
- 60 『静岡県史』〔資料編6〕1533号) 728頁。
- 61 『静岡県史』〔資料編6〕1543号) 732頁。
- 62 宮地直一「神代観の展開」(『神道思潮』理想社、1943年) 146~148頁。宮地氏は、三嶋本『日本書紀』の奥書に「應永三十五年」の表記がみられることから、書写の期間を、改元に先立つ4月27日以前から7月までの、4か月に亘ったとされている。納筥の蓋の裏に「應永卅五年六月一日 大施主正本」とあるにもかかわらず、7月までとしたのは、同じく奥書に「正長元年初秋」とみえるためであろうか。
- 63 『三嶋本日本書紀解説』(中村敬信解説、三嶋本日本書紀影印刊行委員会編、國學院大學、1982年)、「二、三嶋本日本書紀並に具書」解説(前掲註¹⁹『図録』91頁)。
- 64 嵐義人「社僧」項『国史大辞典』(第7巻所収、国史大辞典編集委員会、吉川弘文館、1986年) 221頁。